

告示

埼玉県告示第百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新山ビル

埼玉県新座市東三丁目十六 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間九十日は午前九時）から午後十時

（変更後）午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分（年間九十日は午前八時三十分）から

午後十時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十時三十分

ハ 変更年月日

平成二十五年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十五年一月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年六月三日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課